

昭文自治会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、昭文自治会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と交流を図るとともに生活環境の整備、文化・体育活動、自治会館の維持管理などの地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会を維持及び形成に資することを目的とする。

(区域)

第3条 本会の区域は、昭島市JR中神駅北側東文化通りを北上し武蔵野保育園交差点を西に向かい北文化公園前交差点から南進する道路内の地域のうち、中神団地自治会と文化自治会に属さない中神町と宮沢町の区域とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、東京都昭島市宮沢町5-1-2番地1-3の昭文自治会館に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込があった場合は、正当な理由がなくこれを拒ばんではない。

(退会等)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとみなす。

(1) 第3条に定める区域に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員に特別な事情がある場合は、会費を減免することができる。

第3章 事業

(事業内容)

第9条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 会員相互の親睦と連絡に関する事

(2) 自主防災に関する事

(3) 地域内各種団体との連携に関する事

(4) 昭文自治会館の維持管理に関する事

(5) その他目的達成のために必要な事業

41 第4章 役員

42 (役員の種類別)

43 第10条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|------------------------------|------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 会計総務幹事 | 若干名 |
| (4) ブロック長 | 7名 |
| (5) 副ブロック長 【ブロック会計を兼務する】 | 7名 |
| (6) イベント部長 | 1名 |
| (7) 子ども会世話人代表 【武蔵野小・つつじが丘南小】 | 各1名 |
| (8) 青少年対策部長 | 1名 |
| (9) 防犯・防災部長 | 1名 |
| (10) 会計監査 | 2名 |
| (11) 班長 | 各班に1名ないし2名 |

44 (相談役及び顧問)

45 第11条 本会に、相談役及び顧問を置くことができる。

46 2 相談役及び顧問は、会員の中から、会長が役員会にはかり委任する。

47 (役員を選任)

48 第12条 会長及び副会長・会計総務幹事・会計監査は総会において会員の中から選任する。

49 2 ブロック長・副ブロック長、イベント部長、子ども会世話人代表、青少年対策部長、
50 防犯・防災部長は各機構の中で選任する。

51 3 班長は、各単位会員の中から選任する。

52 4 選挙の方法は、別に定める。

53 (役員職務)

54 第13条 会長は、会を代表し、会務を総括する。

55 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指
56 名した順序によって、その職務を代行する。

57 3 会計総務幹事は、会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
58 また、会務を記録し、会の内外への連絡及び広報を行う。

59 4 ブロック長はブロックを代表しブロック活動を総括する。

60 5 副ブロック長はブロック長を補佐し、ブロック会計を兼務する。

61 6 イベント部長は、部活動を総括する。

62 7 子ども会世話人代表は、子ども会活動を総括する。

63 8 青少年対策部長は部活動を総括し、更に地区委員会の諸活動に参加協力する。

64 9 防犯・防災部長は、部活動を総括する。

65 10 会計監査は、次に掲げる業務を行う。

66 (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

67 (2) 監査結果を総会に報告すること。

68 11 班長は、会費の徴収及び第9条に定める事業達成に努め、その実施にあたる。

69
70
71

72 (役員任期)

73 第14条 会長の任期は2年とする。

74 2 会長以外の役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

75 3 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

76 4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

78

79 第5章 機関

80 (組織)

81 第15条 本会の組織は、次のとおりとする。

82 (1) 総会

83 (2) 三役会

84 (3) 役員会

85 (4) 班長会

86

87 第6章 総会

88 (総会の種別)

89 第16条 本会の総会は、定例総会及び臨時総会の二種類とする。

90 (総会の構成)

91 第17条 総会は、会員をもって構成する。

92 (総会の議決事項)

93 第18条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項について議決する。

94 (1) 規約の変更に関する事

95 (2) 事業計画に関する事

96 (3) 予算に関する事

97 (4) 事業報告に関する事

98 (5) 決算の承認に関する事

99 (6) 役員選任に関する事

100 (7) 重要な資産の取得及び処分に関する事

101 (8) その他、本会の運営に関する重要な事項

102 (総会の開催)

103 第19条 定例総会は、毎年度決算終了後3箇月以内に開催する。

104 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

105 (1) 会長が必要と認めたとき。

106 (2) 全会員の5分の1以上の会員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

107 (総会の招集)

108 第20条 総会は、会長が招集する。

109 2 会長は、前条第2項第2号による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。

111 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開
112 会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

113

114 (総会の議長)

115 第21条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

116 (総会の定足数及び議決)

117 第22条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

118 2 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

119 (総会の書面表決等)

120 第23条 やむを得ない事由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につ
121 いて書面を持って表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

122 2 前項の場合における第22条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

123 (総会の議事録)

124 第24条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

125 (1) 日時及び場所

126 (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)

127 (3) 開催目的、審議事項及び議決事項

128 (4) 議事の経過の概要及びその結果

129 (5) 議事録署名人の選任に関する事項

130 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなけ
131 ればならない。

132

133 第7章 三役会、役員会及び班長会

134 (三役会、役員会及び班長会の構成)

135 第25条 三役会は、会長、副会長、会計総務幹事をもって構成する。

136 2 役員会は、会長、副会長、会計総務幹事及びブロック長、副ブロック長、各機構の部長、代
137 表をもって構成する。

138 3 班長会は、会計監査を除く役員をもって構成する。

139 (三役会、役員会の議事)

140 第26条 三役会、役員会は次の事項を議決する。

141 (1) 総会に付議すべき事項

142 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

143 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

144 (三役会、役員会等の招集)

145 第27条 三役会は、毎月開催する。

146 2 役員会及び班長会は、会長が必要と認めるときに招集する。

147 3 会長は、役員2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求
148 があつたときは、その請求があつた日から10日以内に役員会を招集しなければならない。

149 4 三役会、役員会及び班長会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載
150 した書面をもって、5日前までに通知しなければならない。

151 (三役会等の議長)

152 第28条 三役会、役員会及び班長会の議長は、会長がこれに当たる。

153

154

155

156 (三役会等の定足数等)

157 第29条 三役会、役員会及び班長会には、第22条、第23条及び第24条の規定を準用する。
158 この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「三役会」「役員会」又は「班長会」と、
159 「会員」とあるのは「三役」「役員」又は「班長」と読み替えるものとする。

160

161 第8章 資産及び会計

162 (資産の構成)

163 第30条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

164 (1) 別に定める財産目録記載の資産

165 (2) 会費

166 (3) 活動に伴う収入

167 (4) 資産から生じる果実

168 (5) その他の収入

169 (資産の管理)

170 第31条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は三役会の議決によりこれを定める。

171 (資産の処分)

172 第32条 本会の資産で第30条第1号に掲げるもののうち総会において定めるものを処分し、
173 又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

174 (会計年度)

175 第33条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

176 (経費の支弁)

177 第34条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

178 (事業計画及び予算)

179 第35条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て
180 定めます。これを変更する場合も、同様とする。

181 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、
182 会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出を
183 することができる。

184 (事業報告及び決算)

185 第36条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成
186 し、会計監査の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

187

188 第9章 規約の変更及び解散

189 (規約の変更)

190 第37条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、昭島市長の認可
191 を受けなければ変更することはできない。

192 (解散)

193 第38条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

194 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

195 (残余財産の処分)

196 第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を
197 得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

198 第10章 雑則

199 (備付け帳簿及び書類)

200 第40条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び
201 三役会、役員会、班長会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その
202 他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

203 (委任)

204 第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

205

206

207

208 附則

209 1 この規約は、平成24年 9月22日から施行する。

210 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第35条の規定にかかわらず、設立総会の定める
211 ところによる。

212 3 本会の設立初年度の会計年度は、第33条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平
213 成25年 3月31日までとする。